

○ 西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会  
の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例

平成28年3月14日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護等に係る附属機関及び行政不服審査に係る附属機関(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項に規定する附属機関をいう。以下同じ。)の設置、組織等並びに法の規定による書面等の閲覧交付等に要する費用等の負担に関し必要な事項を定め、市民の権利利益の保護及び救済を図るとともに、市政の適正な運営を確保することを目的とする。

(設置等)

第2条 個人情報保護等に係る附属機関及び行政不服審査に係る附属機関として西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 前項の審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(室蘭市条例の準用)

第3条 この条例の施行については、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例(平成16年室蘭市条例第1号)の例による。

(罰則)

第4条 第2条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

2 西いぶり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(西いぶり広域連合個人情報保護条例の一部改正)

- 3 西いぶり広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(西いぶり広域連合情報公開条例の一部改正)

- 4 西いぶり広域連合情報公開条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(附則第14項の規定の施行に伴う経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に附則第14項による改正前の西いぶり広域連合行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）（以下「旧審査会条例」という。）第2条の規定に基づき任命された西いぶり広域連合行政不服審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、附則第14項による改正後の西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例第2条に規定する審査会（以下「新審査会」という。）の委員に任命されたものとみなす。
- 10 施行日前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査手続は、新審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 11 旧審査会条例第4条第3項に規定する委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 12 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。